

下呂市馬瀬商工会だより

令和4年6月吉日（水無月）発行：下呂市馬瀬商工会
〒0576-47-2244
https://www.gifushoko.or.jp/geroshimaze/ 下呂市馬瀬名丸 406

3年ぶりにリアル開催・・・全議案可決承認 令和4年度下呂市馬瀬商工会通常総会

去る5月16日（月）、美輝の里において「第47回下呂市馬瀬商工会通常総会」を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の終息の見えない中、またGW明けから感染者数も増加傾向にあり、開催方法等心配も致しましたが、3年ぶりに多くの会員・ご来賓の方にお集まりいただき開催することができました。

当日は豊実精工(株)今泉代表取締役、馬瀬事業所山田所長にもご出席いただき、また今泉社長から馬瀬地域の未来にもつなぐ力強いご挨拶を賜りました。



総会後の懇親会では、南飛驒馬

瀬川観光協会の会員の皆さんと一緒に With コロナ・After コロナに向け語らうなど、これまで以上に意味のある親睦の場になったと思います。みなさんのおかげで提出しました6つの議案すべてが無事可決承認され、いよいよ本格的に令和4年度事業をスタートすることとなりました。

会員の皆様には、本年度も引き続き下呂市馬瀬商工会の活動に、ご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

すでに全会員の皆さまに総会資料をお配りしていますが、今年度事業のポイントを簡単にご紹介します。

○経営発達支援計画にもとづく事業者支援の強化

- ・事業計画策定支援による経営力強化
- ・コロナ禍による継続的な経営支援
- ・公的支援施策（各種補助金）の発信と推進
- ・企業の安定的な活動のための金融支援

○経理・申告事務、労務管理の改善による経営支援強化

○商工業・観光振興に向けた各事業の実施

○下呂市内5商工会と連携した事業者支援活動の展開

この2年間、新型コロナウイルス感染症はじめ豪雨による被害など、大変厳しい2年間でした。新型コロナウイルス感染症の影響はまだまだ残るものの、令和4年度が会員の皆さまの不安感を拭えるよう相談体制の充実を図ってまいりますのでよろしく願いいたします。

下呂市の新型コロナウイルス感染症に伴う支援

☆『下呂市事業者月次支援金（第2弾）』

新型コロナウイルス感染症の影響を受け令和4年1月～3月いずれかの月の売上が平成31年～令和3年の同月と比べて（※）50%以上または15%以上50%未満減少した事業者であること（※白色申告等を行った事業者は、平成31年～令和3年のいずれかの年の月平均の売上と比べることとする）。また、事業者にあっては、以下の要件を満たすこと。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による対象月の売上の減少。

- ・支援金の受給後も事業を継続する意思を示す事業者。
- ・事業所等が市内にある中小法人等、または、令和4年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等、または、下呂市内の事業所等で下呂市民を雇用している個人事業者等であること。

【申請期間】

令和4年4月11日（月）～7月29日（金）

【給付額】

1月～3月それぞれを対象に、上限額と算定した額のどちらか低い金額を給付。

【申請方法】窓口申請

下呂市役所観光商工部または各地区振興事務所へ提出。

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 24-2222（内線162）

☆『下呂市感染症対策消耗品購入支援事業』 **NEW**

市内の事業者が新型コロナウイルス感染防止に取り組むために必要な消耗品の購入費の一部を補助するものです。

【対象者】

市内に事業所等を置き、事業継続の意思を示す事業者

※岐阜県「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」の取得が必要。

【公募期間】

令和4年5月26日（木）～令和4年11月30日（水）

【補助率・補助金額】

補助対象経費の1/2 上限5万円 ※1回のみ

【補助対象経費】

新型コロナウイルス感染症を予防しながら事業に取り組むために、継続的な購入が必要である単価3万円以下の消耗品（自作のものは合計で3万円以下）。

- ①消毒・除菌用品・・・アルコール消毒液、除菌シート（アルコール成分配合）等
- ②使い捨て消耗品・・・マスク、マスクケース、使い捨て手袋等
- ③非接触用・遮蔽用物品・・・アクリルパーテーション、フェイスシールド等



※令和4年4月1日以降に購入し、令和4年12月31日までに支払いが完了したものを対象とします。（カード払いの場合は口座からの引落としをもって支払い完了）

【お問合せ先】

下呂市役所観光商工部商工課 24-2222（内線163）

事業計画策定で・・・ 補助金を積極的にチャレンジ！

新たな取り組みや生産性向上、販路拡大等に取り組む事業所に対し、国・県等から様々な補助金制度が出されています。補助金のあり方を十分に理解していただき、自社の今後の経営計画にあわせて、補助金申請にぜひチャレンジしてみてください。下記にその一部をご紹介します。

☆ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（11次締切）

①補助金概要

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備

裏面につづきます。

投資等を支援するものです。

②公募期間等

申請受付：令和4年5月26日（木） 17時～
応募締切：令和4年8月18日（木） 17時

③補助率・補助金額（通常枠）

1/2（小規模事業者等 2/3） 750万円～1,250万円
※補助金額は従業員規模によって異なります。

☆事業再構築補助金（第6回）

①補助金概要

ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

②公募期間等

申請受付：令和4年5月下旬～6月上旬予定
応募締切：令和4年6月30日（木） 18時

③補助率・補助金額（通常枠）

中小企業者等は補助対象経費の2/3（6,000万円を超える部分は1/2）
中堅企業等は補助対象経費の1/2（4,000万円を超える部分は1/3）

従業員数	補助金額
20人以下	100万円～2,000万円
21人～50人	100万円～4,000万円
101人以上	100万円～8,000万円

☆事業承継・引継ぎ補助金（経営革新）

①補助金概要

中小企業者及び個人事業主が事業承継、事業再編及び事業統合を契機として新たな取組を行う事業等について、その経費の一部を補助することにより、事業承継、事業再編及び事業統合を促進し、我が国経済の活性化を図ることを目的とするものです。

②公募期間等

令和4年5月31日（火）～令和4年6月20日（月）

③補助率・補助金額

補助対象経費の2/3
100万円（下限）～600万円

☆小規模事業者持続化補助金（第9回）

①補助金概要

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

②申請締め切り ※正式な公募はまだありません。

令和4年9月中旬

③補助率・補助金額

補助対象経費の2/3 上限50万円（通常枠）

補助金の内容・申請については、お気軽にご相談ください。尚、補助金の申請に際しては、本来の補助金のあり方を充分理解し、経営計画にもとづいたものでなければなりません。

ん。申請に際しては、現状分析や市場の動向等をふまえた経営計画の作成が必要となります。締め切り間際のご相談は、対応できない場合もあります。早め早めにご相談ください。

定員締め切りまで、あとわずかです！ 「インボイス制度」セミナー

適格請求書「インボイス」制度とは、売上の大小に関わらず、すべての事業者様に大きく影響する制度です。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、免税事業者（消費税の納税義務のない事業者）はどうなるのかといった疑問や、事前準備など具体的な対応について解説します。

■開催日時：令和4年6月15日（水）14:00～16:00

■開催場所：星雲会館 悠悠ホール

■講師：税理士 奥田朋子 氏

■テーマ：インボイス制度導入による影響と

その対応について

※定員は30名で、定員まであとわずかです。

すでに5月の商工会だよりにあわせて案内チラシをお送りしていますので、そのチラシの受講申込書でお申し込みください。申込書がない場合はお電話ください。



源泉所得税納期特例事業者の方… 半年分の納付期限は7月11日

従業員の皆さんから預かっている源泉所得税。「源泉所得税の納期の特例」の届け出を出されている事業者の方は、1月～6月分の半年分を7月11日（今年は10日が日曜日のため翌日となります。）までに納付しなければなりません。忘れないようにしてください。

※給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、源泉徴収した所得税および復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。この特例を受けるためには、事前の申請が必要です。

日本政策金融公庫「マル経融資」

小規模事業者を対象に、経営の円滑化を図るための運転資金・機械等導入のための設備資金などについての融資相談を行っています。相談内容により紹介する融資制度も様々ですが、商工会・商工会議所で取り扱うことができる日本政策金融公庫の「マル経融資」をご紹介します。

★日本政策金融公庫「マル経融資（小規模事業者経営改善資金）」

◎融資限度額 2,000万円以内

◎返済期間 運転資金：7年以内

設備資金：10年以内

◎保証人・担保 無担保・無保証人（保証協会の保証も不要）

◎借入利率 年利1.21%（令和4年5月2日現在）

※コロナ感染症関連

売上減少等の状況により、-0.9%利率の適用、据置期間延長等の適用があります。すでに「マル経融資」の利用がある事業所は、前貸決済の借替えも検討できます。また初めて利用を希望される事業所も、お気軽にご相談ください。まずはお電話を！

